

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第46号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2022年 8月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871

情報提供です!!

「人・農地」の施策見直しに係る法案が成立しました!!



「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」

※掲載内容は、農林水産省作成のものです。詳細は、農林水産省 HP をご覧ください。

第43号(5月号)で情報提供をさせていただきました「基盤強化法等の一部改正法案」につきましては、第208回国会(令和4年常会)に提出され、5月20日に成立、同月27日に公布がなされましたので、その内容につきまして以下情報提供させていただきます。

(以下原文)

要旨

本法律案は、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域計画の策定及びその達成に向けた取組

- 1 農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとする。地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示するものとし、農業委員会は、市町村の求めを受けてその素案を作成するものとする。
- 2 農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構(以下「機構」という。)に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。
- 3 機構は、農用地利用集積等促進計画を定めることとし、地域計画の区域内の農用地等について同計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないこととする。
- 4 機構関連農地整備事業の対象に、機構が農作業等の委託を受けている農用地を追加することとする。
- 5 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないこととする。
- 6 農用地区域からの除外要件に、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加することとする。

- 二、都道府県知事が定める農業経営基盤強化促進基本方針等において農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を定めるものとし、都道府県は、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとする。また、日本政策金融公庫が認定農業者に対して融資する農業経営の安定に必要な資金等について据置期間の延長を行う等の措置を講ずることとする。
- 三、農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止することとする。
- 四、農業協同組合等による農業経営に係る組合員の同意手続の要件について、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議で足りることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

法律の施行は、令和5年4月の予定となるようです。

以上が、改正法案の内容です。

このような状況の中で、今年度の当公社の取組方針につきまして紹介させていただきます。

令和4年度農地中間管理事業への取組みについて（抜粋）

テーマⅠ 基盤強化法改正に係る見直しへの対応

○人・農地施策の見直しに係る中間管理事業への対応

1. 「地域計画」作成に向けての市町村、農業委員会等と県公社の役割分担について
 - ・エリア設定における中間管理事業保有農地に係る情報提供等
2. 「集積計画」から「バンク計画」への移行への対応
 - ・機構が作成する「バンク計画」への移行による事務手続きに係る市町村等との協議・調整

テーマⅡ トラブル発生事前防止への対応

○事務手続き上の対応

- ・契約締結前における所有者、転借人に対する契約内容等の確認の徹底と円滑な解決に向けるための弁護士相談の積極的な活用

○市町村、農業委員会段階でのトラブル発生防止対応の徹底

- ・研修会の開催

テーマⅢ 事業の円滑化を図るための対応

1. 事務体制強化を図るためのアルバイト職員の確保
2. 事業実施上の項目毎のQ & Aの作成

※詳細は、当公社HPに掲載しております。

編集後記



一時、感染者が減少していたコロナウイルスが、猛威をふるっております。

当公社も、感染対策は日々行っておりますが、さらに強化していきたいと思っております。皆様方におかれましても十分お気をつけていただき、感染しないことを切に願っております。

(K・N)

